

令和6年4月22日午前9時  
議会事務局総務課

### 資産等報告書について

このことにつきまして、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第4条第1項の規定により、議長に提出されましたのでお知らせします。

なお、閲覧につきましては、下記のとおりとなっております。

#### 記

- 1 閲覧場所 県議会情報公開室（1階東側）
- 2 閲覧時間 月曜日から金曜日（休日を除く）  
午前9時から正午まで、午後1時から午後4時30分まで
- 3 その他 この報告書は、宮城県議会議員の政治倫理の確立及び資産等の公開に関する条例第4条第1項の規定により、議員がその任期開始の日において有する資産等について、報告されたものです。